

一般競争入札公告

沖縄県が発注する史料編集用コンピューター関連機器賃貸借契約について一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和6年2月20日

沖縄県知事 玉城康裕

1 入札に付する事項

- (1) 件名 史料編集用コンピューター関連機器（以下「機器等」という。）賃貸借契約（設置設定・保守業務含む。以下同じ。）
- (2) 機器等 仕様書による。
- (3) 契約期間 令和6年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 納入場所 沖縄県教育庁文化財課史料編集班（南風原町新川148-3 沖縄県公文書館内）

2 契約に係る特記事項

本件に係る契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、当該契約期間内において当該契約に係る歳入歳出予算の減額または削除があった場合は、当該契約の一部または全部を解除する。

3 入札参加資格

次に定める要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人であり、営業年数が令和5年4月1日現在において3年以上であること
- (2) 資本金が500万円以上であること
- (3) 従業員が5名以上であること
- (4) 沖縄県内に本社、支店又は営業所を有すること。また、県の要求に応じて随時来館し、対応できる体制を整えていること
- (5) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること
- (6) プライバシーマーク又はISMS認証を取得していること
- (7) Adobe Partner Connection リセラープログラムライセンスを取得していること
- (8) その他、仕様書に記載の事項を満たすことができる者

4 一般競争入札に参加することができないもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民

事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（再認定を受けた者を除く。）

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及び、それらの利益となる活動を行う者。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者。なお、資本関係又は人的関係がある場合とは、例えば次のようなものをいう。
 - ア 資本関係 次のいずれかに該当する場合
 - ① 親会社と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係 次のいずれかに該当する場合
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (5) 一般競争入札参加資格確認申請書提出の日から入札の日までにおいて、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者。
- (6) 労働関係法令を遵守していないもの。

5 入札参加資格の申請方法等

当該業務の入札参加を希望する者は、次の関係書類を期限内に持参又は書留郵便で提出すること。

(1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書・・・【様式第1号】
- ② 機能等証明書・・・【様式第2号】
- ③ 誓約書・・・【様式第3号】
- ④ 過去2年以内において、官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする機器賃貸借契約の実績を称する書類・・・【様式第4号】（入札公告11（2）②関係）
- ⑤ 入札保証金納付書発行依頼書・・・【様式第5号】※入札保証金を納付する場合
- ⑥ 会社概要を示す書類（従業員数が示されていること）及び資格を証明する書類

(2) 提出期限：令和6年3月1日（金）午後3時まで

(3) 提出場所：沖縄県教育庁文化財課史料編集班

沖縄県南風原町字新川148番地の3 沖縄県公文書館内 TEL：098-888-3939

6 資格審査結果の通知

入札参加資格について郵送等により通知する。令和6年3月4日（月）予定

7 資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から契約締結日までとする。

8 入札方法

- (1) 入札金額は48ヶ月の賃借料総額とする。
- (2) 入札金額については、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 本契約の消費税は月額単位で加算するため（月額単位で税額1円未満切捨て）、税込み総額は税込み月額を契約月数で乗じた金額とする。

9 入札日時及び場所

- (1) 入札日時：令和6年3月8日（金）午後3時
- (2) 入札会場：沖縄県公文書館 会議室

10 入札及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

11 入札保証金

- (1) 本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を下記納付方法により納付し、令和6年3月7日（木）午後5時までに領収書の写しを提出すること。
- (2) ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。免除を受ける者は、①については令和6年3月7日（木）午後5時まで、②については令和6年3月1日（金）午後3時までに提出すること。

①保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しその証書を提出する場合。

②国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

- (3) 入札保証金の還付 入札保証金は入札終了後還付する。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全部又は一部に充当する。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人か同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札

- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合又はその他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者のした入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札は再度入札も含めて3回までとする。ただし、上記12の無効の入札をした者の、再度の入札への参加を認めない。再度入札を行っても落札者の無いときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格提示者との随意契約ができるものとする。

14 契約について

落札者の決定後、7日以内に機器の賃貸借契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示した時は、この限りではない。

15 契約保証金について

沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上の金額を県に納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に本県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

16 入札関係書類の配布期間等について

- (1) 配布期間 本案件公告日から参加確認申請締切日まで
- (2) 配布場所 沖縄県公式ホームページに掲載する。

17 疑義照会

入札説明書等に疑義がある場合は、以下により説明を求めることができる。

- (1) 疑義照会
 - ① 期限：令和6年3月4日（月）午後3時まで
 - ② 方法：質問票（任意様式）を下記17の担当部署に持参又はFAXで提出すること。
- (2) (1)に対する回答
沖縄県公式ホームページの当該入札公告ページにて随時公表する。

18 問い合わせ先

沖縄県教育庁文化財課史料編集班 担当：本村

TEL : 098-888-3939 FAX : 098-888-3944